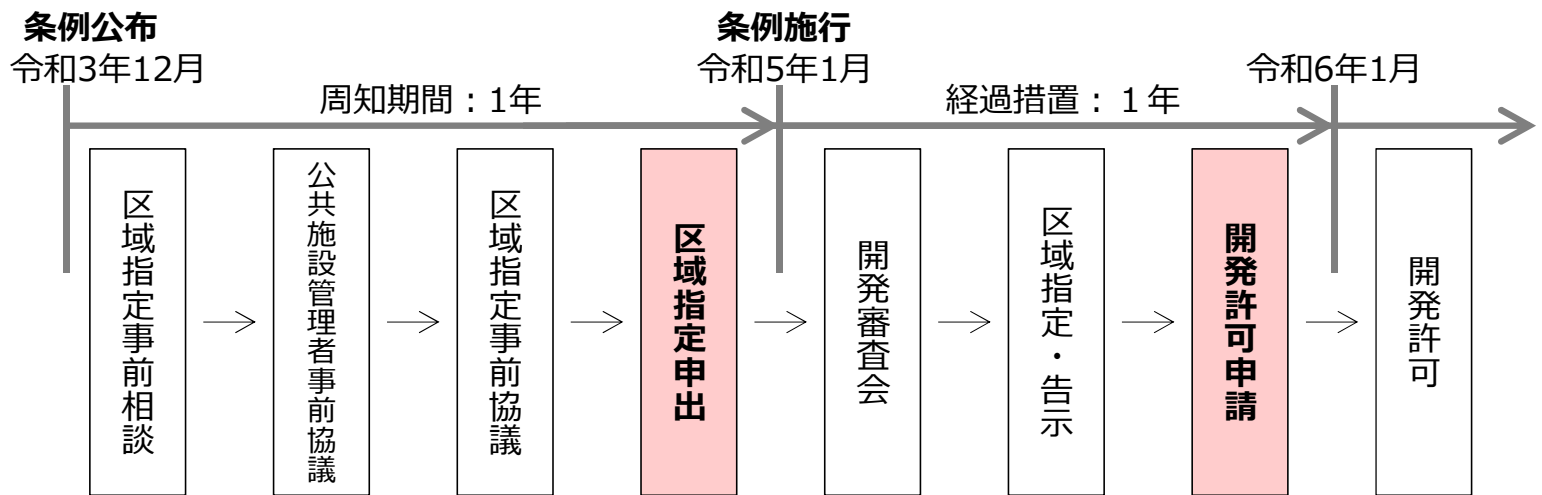


都市計画法第34条第11号による 区域指定制度廃止のお知らせ

令和3年12月に「都市計画法による市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例」を一部改正しましたので、令和5年1月1日の施行日以降は都市計画法第34条第11号に基づく区域指定ができなくなります。

区域指定の申出申請は、令和4年12月28日まで
区域指定による開発許可申請は、令和5年12月28日まで
に行ってください。それ以降は受け付けられません。



なお、都市計画法施行令の改正により、令和4年4月1日から
下記の区域を指定区域に含めることができなくなります。

- ・土砂災害警戒区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・洪水浸水想定区域（浸水深3m以上）

区域指定制度が廃止されると、新たな区域指定やそれに伴う開発はできなくなりますが、**既に指定され開発された区域へさらなる制限がかかることはありません**。

現 状	要 望	廃止前	廃止後
市街化調整区域の土地	区域指定をしたい	○	×
指定区域内で 開発許可を受けた宅地	建築したい	○	○
指定区域内の 現況利用とされた未利用地	分譲住宅を建築したい	×	×
区域指定により 建築された住宅	建て替えたい	○	○

※○は各基準に適合する必要あり